

健 第 1078 号
令和 3 年 1 月 15 日

公益社団法人富山県医師会長 } 殿
各 郡 市 医 師 会 長 }

富 山 県 厚 生 部 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（施行通知）

日頃から、本県の厚生行政の推進に多大なご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

今般、厚生労働省健康局長から、下記の政省令の施行について別添のとおり通知がありました。

つきましては、通知の内容について御了知いただき、その円滑な実施にご配慮くださいますとともに、貴会員への周知をよろしくお願いいたします。

記

	政省令の名称	公布日	施行日
	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症	1 月 7 日	<u>1 月 7 日</u>
1	として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令		
	新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令及び新型コロナ		
2	ウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令	//	<u>//</u>

健康課	感染症・疾病対策班
電 話	076-444-4513
F A X	076-444-3496

健 発 0107 第 1 号

令 和 3 年 1 月 7 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部
を改正する政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和3年政令第4号）、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（令和3年政令第5号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第1号）及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第2号）が公布及び施行された。

これらの命令の概要は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

(1) 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号。以下「指定感染症指定令」という。）により、
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 8 項の指定感染症として定められており（第 1 条）、
 - ・ 準用する感染症法の規定及び所要の読替えを規定することで、都道府県知事（保健所設置市の長及び特別区の長を含む。）が感染症法第 19 条及び第 20 条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としているところ（第 3 条）。
- また、指定感染症指定令により感染症法を準用するに当たり、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 9 号。以下「指定感染症読替省令」という。）において、感染症法の規定に基づく感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を準用するに当たっての所要の読替えを設けている。
- 指定感染症としての指定の期間については、
 - ・ 感染症法第 7 条第 1 項において、1 年以内の政令で定める期間とされており、
 - ・ 同条第 2 項において、上記の期間の経過後なお特に必要であると認められる場合には、1 年以内の政令で定める期間に限り延長することができることとされている。
- 指定感染症指定令第 2 条において、感染症法第 7 条第 1 項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、指定感染症指定令の施行の日以後同日から起算して 1 年を経過する日までの期間（令和 3 年 1 月 31 日）とされているところ、今般、当該期間の経過後も必要な措置を継続するため、指定感染症としての指定の期間を 1 年間延長することとする。

(2) 改正の内容

新型コロナウイルス感染症について、指定感染症としての指定の期間を1年間延長し、令和4年1月31日までとする。また、これに伴い、指定感染症読替省令の失効期限についても1年間延長し、令和4年1月31日とする。

(3) 施行期日

公布の日（令和3年1月7日）から施行する。

2 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

(1) 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号。以下「準用感染症指定令」という。）により、
 - ・ 検疫法（昭和26年法律第201号）第34条第1項の感染症（以下「準用感染症」という。）として定められており（第1条）、
 - ・ 準用する検疫法の規定及び所要の読替えを規定することで、検疫所長が同法に基づく隔離・停留等の必要な措置を講ずること等を可能としているところ（第3条）。
- また、準用感染症指定令により検疫法を準用するに当たり、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第16号。以下「準用感染症読替省令」という。）において、検疫法の規定に基づく検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）を準用するに当たっての所要の読替えを設けている。
- 準用感染症としての指定の期間については、
 - ・ 検疫法第34条第1項において、1年以内の期間とされており、
 - ・ 同条第2項において、上記の期間の経過後なお特に必要であると認められる場合には、1年以内の政令で定める期間に限り延長することができることとされている。
- 準用感染症指定令第2条において、検疫法第34条第1項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、準用感染症指定令の施行の日以後同日から起算して1年を経過する日までの期間（令和3年2月13日）とされているところ、当該期間の経過後も必要な措置を継続するため、準用感染症としての指定の期間を1年間延長することとする。

(2) 改正の内容

新型コロナウイルス感染症について、準用感染症としての指定の期間を1年間延長し、令和4年2月13日までとする。また、これに伴い、準用感染症読替省令の失効期限についても1年間延長し、令和4年2月13日とする。

(3) 施行期日

公布の日（令和3年1月7日）から施行する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年一月七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第四号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第七條第二項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二條の見出し中「第七條第一項」を「第七條」に改め、同條に次の一項を加える。

2 法第七條第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

附則第二項中「第二條」を「第二條第二項」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年一月七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）附則第二条の規定により読み替えられた検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三十四条第二項及び同法第三十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第三十四条第一項」を「第三十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第三十四条第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

附則第二項中「第二条」を「第二条第二項」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

○厚生労働省令第一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和三年政令第四号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 1 （略） 2 この省令は、施行の日から起算して二年 を経過した日に、その効力を失う。	附 則 1 （略） 2 この省令は、施行の日から起算して一年 を経過した日に、その効力を失う。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（令和三年政令第五号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三十条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三十条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三十条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
附則 1 (略) (この省令の失効) 2 この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。 3 (略)	附則 1 (略) (この省令の失効) 2 この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。 3 (略)

附則
この省令は、公布の日から施行する。

(傍線部分は改正部分)